

令和 7 年 3 月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委 員 長 報 告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 23 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました事項についてご報告いたします。

まず、議案第 28 号「令和 6 年度平戸市一般会計補正予算（第 9 号）」の第 2 表 繰越明許費補正のうち、健康ほけん課所管の「医療提供体制のあり方検討委員会運営事業」について、平戸市における医療提供体制のあり方を検討するため委員会を立ち上げ、令和 6 年度中に答申をいただくこととしていましたが、年度内に協議終了が見込めないため令和 7 年度に予算を繰り越すとの説明がありました。これに関し、医療需要等の分析予測に関する業務委託 1,012 万円を全額繰り越すとのことだが、これまで重ねてきた協議内容にも影響を与えると思うので、将来の医療需要の予測は早めに出す必要があったのではないかととの質問があり、これまでの協議の中では需要予測に関する意見は出ていないところであるが、今後の協議の中で意見が出ることも想定し、委託料の全額を繰り越すものであるとの答弁がありました。

次に、第 3 表 債務負担行為補正のうち、企画課所管の「ふるさと応援寄附金推進事業特典」について、令和 6 年度中に消費が見込めないふるさと納税の令和 6 年度及び過年度分の特典ポイント分を令和 7 年度以降の予算で執行することから債務負担行為補正を行うものであるとの説明がありました。これに関連し、ポイント制を継続することで、今回のような予算措置が必要になることや担当者の事務も煩雑化している。また、ポイントを消費しないことにより、市内事業者の売上増につながらないこともあることから、ポイント制は廃止すべきではないかという意見がありました。これに対し、ポイント制については、寄附者が希望する時期に返礼品を注文できるという寄附者目線に立って継続してきたところではあるが、デメリットもあることから、再度協議をしていきたいと答弁がありました。また、本市のふるさと納税に関して低

迷っている要因は何かとの質問に対し、地域間の競争が影響しており、質より量を求める傾向や近年では物価高騰の影響により日常生活用品に流れている傾向もみられると考えているとの答弁がありました。これに対し、本市も創業支援や新商品開発に相当な補助もしてきているが、低迷をカバーできるほどの新商品が出てこなかったり、元々注文があっても供給が足りないものもあるのではないかと。ふるさと納税の寄附額を増やすことも必要であるが、産業全体の振興にもつながるような取り組みが必要ではないかと。質問に対し、供給量が足りていないものがあることも十分理解しており、関係課も含め内部で検討したいとの答弁がありました。

次に、総務課所管の「地域防災緊急整備事業」について、能登半島地震を踏まえ、国が避難所に関するガイドライン等の見直しを行ったことを受け、災害時に避難生活のプライバシーの確保を図るために必要なテント式パーテーション等を購入するとの説明がありました。これに関し、最大1,500人を想定しているとのことだが、どのくらいの施設が必要なのか、それに伴い職員数もどのくらい必要になるのかとの質問に対し、平戸文化センターなど約10施設を見込んでいる。職員数については、具体的な配置人数は定めていないが、施設数が増えればそれだけ職員数も必要になってくる。災害となれば職員も被災する可能性があるため、策定している災害時の初動対応マニュアルにより避難状況に応じて職員を配置することになるとの答弁がありました。

次に、議案第31号「令和7年度平戸市一般会計予算」の財政課所管の歳入中、18款1項「基金繰入金」について、新しいまちづくり基金や「やらんば！平戸」応援基金の予算の立て方、使途はどうなっているのかとの質問に対し、基本的に各課からの予算要求に基づき、それぞれ基金の目的に沿って充当している。新しいまちづくり基金については、合併特例債を活用した基金のため、地方債が活用できないような市単独での公共施設整備・改修事業に充当することとしている。また、「やらんば！平戸」応援基金については原資がふるさと納税寄附金であり、そのうち50%は返礼品等の

経費となるため、残りの 50%を継続的な事業等に充当することとしており、臨時的なものについては、これまでに貯まった分を充当しているとの説明がありました。これに関連し、新しいまちづくり基金条例第 1 条において「合併に伴う市民の一体感の醸成と地域の個性あるまちづくりに資するため」と規定しているが、基金の使途が明確でないことから、きちんとした指針等を策定し基金の使い道を特定すべきではないかという意見がありました。これに対し、現状は市長の方針の中で決めているので、議会に対してもきちんと説明できるよう施行規則等の策定について検討していくとの答弁がありました。

次に、人事課所管の「行政改革事務経費」について、令和 6 年度予算と比較するとかなり増額となっているがその要因は何かとの質問に対し、業務量調査・業務改善支援システムの導入に係る経費 539 万円が増額の主な要因であり、各課で行っている業務の内容、業務の量や質を調査し、システムによる業務改善ポイントの分析を行い、業務改善に努めていくとの答弁がありました。これに関連し、今後人口が減少する中、予算に対する人件費の割合も大きくなっていくので長期的な視野にたった検討が必要になると思うが、策定予定の行政改革大綱の中で何か検討されているのかとの質問に対し、人口減少に伴い、今後職員数を減らさざるを得ない状況になることは認識しているが、実情として職員を減らすのは困難な状況となっている。そこで今回の調査により業務の見直しを行うとともに、会計年度任用職員でも担当可能な業務を整理し、今後の事務改善に活かしていきたいとの答弁がありました。

次に、福祉課所管の「医療的ケア児訪問型レスパイト事業」について、本事業は新規事業であるが、どういった事業内容なのかとの質問に対し、レスパイトとは、「休息・息抜き」という意味で、小児慢性特定疾病など、在宅で医療的ケアを必要とする子どもの看護や介護を行う家族の負担軽減を図るための事業で、美容室や授業参観など自宅以外の場所でも利用を可能とするものとし、指定訪問看護ステーションの利用に係る経費の助成を行うものであるとの答弁がありました。これに関し、家族がこの

サービスを十分理解しておく必要があると思うが、どのように周知をしていくのかとの質問に対し、担当課で行っている医療的ケア児に関する会議や障害者手帳を持っている方については相談支援事業所などと連携し周知を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、長寿介護課所管の「地域医療介護総合確保基金事業」について、本事業は、中部地区の介護施設の改修においてベッド数を 20 床減らす計画となっていることを踏まえ、介護保険事業計画策定委員会でも議論を行った。その中で、今後の需要見込みや介護職を確保しやすいような環境、圏域ごとの施設設置状況等を踏まえ、今回新たに平戸北部圏域に定員 20 名の地域密着型介護老人施設を整備するものであるとの説明がありました。これに関連し、人口減少が進む中、介護職の人材不足も課題となっているが、介護サービス需要の今後の見通しはどうかとの質問に対し、当面は増える見込みだが、人口減少に伴い 2030 年くらいを境に減少に転じ、2050 年にかけて現在の 7 割程度の介護サービス需要になると予測されている。また、介護人材の確保については、令和 7 年度に人材確保対策協議会を立ち上げて、外国からの人材確保も含め、有効な支援策を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、こども未来課所管の「放課後児童クラブ送迎支援事業」について、本事業は、小学校区外の放課後児童クラブに通う児童を民間タクシーで送迎するもので、令和 6 年度から田助小学校と中野小学校、令和 7 年度からは根獅子小学校と山田小学校を対象としているとの説明がありました。これに関し、タクシー業者とのやり取りはどのようなのかとの質問があり、路線ごとにタクシー業者と契約しており、金曜日までに翌週のタクシー利用予定を保護者から放課後児童クラブに連絡し、放課後児童クラブが取りまとめてタクシー業者へ連絡する流れになるとの答弁がありました。これに関し、タクシーが込み合っている場合の対応はどのようになっているのかとの質問に対し、タクシーが込み合っている場合の他地域業者の対応については、路線ごとに 1 業者と契約しており現在のところ想定していなかったが、今後漏れなく送迎できる

よう事業の充実に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、健康ほけん課所管の「二次救急医療体制整備事業」について、現在、二次救急医療として北松中央病院での救急医療体制を整えるための必要経費を関係する近隣市町で按分して負担されている。以前から本市の負担割合が高いとの議会からの指摘もあり、令和8年度以降の負担金を佐世保市内の病院への搬送実績に基づき見直すよう検討しているとのことだが、そういう方向性になるのかとの質問がありました。これに対し、令和5年度後半から令和6年度にかけて協議してきたが、今回全市町の合意までに至らず、やむを得ず令和7年度は前年度と同様の積算による負担金となっており、令和8年度に向けて引き続き協議していきたいとの答弁がありました。

次に市民課所管の「環境衛生費」について、環境関連の各種事業によりCO₂削減に向け取り組んでいるが、市民一人ひとりができることには限界があり、大きなところを進めていかないと削減目標を達成するのは難しいのではないかと質問に対し、風力発電や太陽光発電、今後考えている木質バイオマスの事業化を含めると2030年までには削減率60%は達成できると見込んでいる。しかしながら、残りの40%は地道な努力だけでは達成が難しいと考えており、令和7年度予算に計上しているアドバイザー事業の中で専門家の意見を踏まえ、2050年度までに何ができるか検討していきたいとの答弁がありました。また、新規の風力発電の削減効果がゼロになっているが、これらの風力発電開設による削減効果を含めた場合どうなるのかとの質問に対し、平戸南風力発電と生月風力発電の2か所が稼働しており、それを含めると現在42%としている削減効果が57%になる見込みであるとの答弁がありました。

次に、消防本部所管の「消防団活動事業」について、令和6年度予算に比べ約134万円減額となっており、消防団員の減少が影響していると思われる。消防団員の確保が困難になっており、各分団からも定数見直しの声もあると聞いているが、何らかの検討はされているのかとの質問に対し、令和6年度に消防団組織検討に係る小委員会を立ち上げ、消防団員数のあり方に加え、格納庫や消防車両の適正配置などについて

地区ごとに協議を行ってきた。この協議結果を受け、令和7年度には消防団組織等検討委員会を立ち上げ、消防団としての方針を決定していくこととしているとの答弁がありました。

次に、**議案第41号「令和7年度平戸市営交通船事業会計予算」**について、フェリーの5年毎の定期検査以外の年に毎年行っている中間検査を今回は令和7年3月26日から4月9日の間に受けるようにしているが、検査はいつまでに実施しなければならないのかとの質問に対し、フェリーの検査基準日が1月10日のため、前後3か月の期間を取り、10月10日から翌年4月10日までの間に行うこととなるとの答弁がありました。これに関し、代船調達の関係で検査期限直前になったと聞いている。期限までに検査が完了しないと運航に支障をきたすことになることから、代船業者との交渉においては、担当任せにするのではなく、管理職も同行し相談するなどの対応をすべきではないのかとの質問に対し、管理職も同行して丁寧に相談し、フェリーの運航に支障がないよう努めるとの答弁がありました。また、年々資金が減少しており、再来年度くらいには資金が枯渇することも想定される中、島民のことを考えると簡単に料金改定もできないと思われるので、繰出基準も含め再検討が必要ではないのかとの質問に対し、令和5年度から赤字分の全額補填をしなくなり非常に運営が厳しい状況になっていることから、令和6年度決算を踏まえ、今後の見通しを立てたうえで財政部局と協議したいとの答弁がありました。

最後に、本定例会に上程された令和7年度一般会計予算においては、物価高騰や人件費の急激な上昇等に、普通交付税の減少が積み重なるなどの要因により、収支の均衡が図れない状況となっており、その財源不足を補うための財政調整基金の取り崩し額は12億6,200万円と、財政危機宣言を行った平成18年度当初予算における財源不足額14億4,000万円に匹敵する額となるような状況にあります。

また、本市の人口減少対策等の特色ある政策の財源として活用が図られてきた「やらんば！平戸」応援基金は、近年のふるさと納税寄附金の減少と対象事業の拡大等に

より、令和7年度末の残高は約16億6,500万円と見込まれ、令和5年度末に約32億3千万円を有していた基金がほぼ半減するような状況となっており、本市が目指す将来像「夢あふれる未来のまち」を実現するための政策の実施が不安定な状況になっているのではないかと危惧するところです。

このように、令和5年度の財政健全化指標までは一定の良好な状況を保っていた本市の財政状況の急速な悪化は、今後の行財政運営に極めて憂慮される状況をもたらすのではないかと懸念される場所であり、早急な財政の健全化に努めるとともに基金の計画的で効率的な運用を行い、職員一丸となってこの厳しい状況を乗り越え、今後更なる市民の福祉の向上に努めていただくことを期待して、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 13 件であります。

審査の結果は、議案第 38 号を賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 31 号「令和 7 年度平戸市一般会計予算」中、農業振興課所管の「有害鳥獣被害防止対策事業」に関し、これまでイノシシの捕獲後の実績報告については紙ベースで受けていたが、今回この事業でスマホアプリを導入する。電子報告を受けることで、得た情報を地図上に可視化できるため、猟友会員と情報共有しながら捕獲対策に活用していきたいとの説明に対し、猟友会員は年配の方も多く、スマホの操作に慣れていない方たちへの対応はどうするのかとの質問に対し、即座に切り替えるのではなく、移行期間を設けその期間は紙ベース、スマホアプリ両方の報告に対応し、徐々にスマホアプリへと誘導していきたいとの答弁がありました。また、「畜産クラスター構築事業」に関し、生月町で肥育牛を飼育している市外の事業者が、牛舎を増設するということだが、何頭増頭し、新たに雇用も生まれるのかとの質問に対し、既存施設には肥育牛が 174 頭おり、従業員も 2 名雇用されている。増設後は、新たに 100 頭ほど増やす予定で、従業員についても 1 名増やし 3 名雇用すると事業者から聞いているとの答弁がありました。また、本市畜産業の活性化のためにも、この事業者にはできるだけ平戸口中央家畜市場で子牛を購入してもらいたいとの意見に対し、事業者からは積極的に平戸口中央家畜市場から繁殖牛を買うように聞いている。今後も事業者と連携しながら本市畜産業の活性化に繋げていきたいとの答弁がありました。

次に、水産課所管の「漁業後継者経営支援事業」に関し、この事業中にある「若手漁業者が取り組む研修会等の支援」について、今回新たに予算措置をした背景を教え

てほしいとの質問に対し、令和6年度までは「漁船用機器、漁労用機器または鮮度管理機器等の整備」のみの補助メニューであったが、その内、鮮度管理機器等の整備について実績がなかった。そのため、鮮度管理機器を活用している先進地に研修に行き学んでもらい、既存の補助メニューを活用してもらうよう、新たにメニューを追加したとの答弁がありました。また、この事業は45歳未満かつ漁業協同組合の正組合員が条件ということだが、将来的に安定した漁獲量を維持するためにも、補助対象年齢を上げる必要があると思うがどのように考えるのかとの質問に対し、後継者対策は喫緊の課題ではあるが、対象年齢の引き上げについては今後検討していく必要があるとの答弁がありました。

次に、商工物産課所管の「サーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業」に関し、本事業については、あくまでも、市内企業と市外企業との連携により、循環型経済による新たなビジネスモデルを創出する事業との説明であったが、現在取り組みが進められている事業モデルを例として、食品残渣から液肥を作る事業だと誤解を招いている部分があるため、本来の目的をしっかりと整理し、事業の説明を行うよう指摘したところであります。

次に、観光課所管の「アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業」に関し、アルベルゴ・ディフーズ開設に向け補助を活用して改修・整備を行った施設への効果は当然のことながら、その周辺に対する経済波及効果が重要だと考えるが、どのように考えているかとの質問に対し、アルベルゴ・ディフーズタウンにおいては、5年後の観光消費額を5%増加させることを目標としている。令和7年6月から本格的に宿泊事業がスタートする予定だが、毎月開催するマーケティング会議で、満足度・消費額・回遊先などの分析を行い、ブラッシュアップしていきたい。また、商工物産課とも連携し、補助を活用した施設のみならず、地域を巻き込みながら事業を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、建設課所管の「西九州自動車道平戸IC開通イベント開催事業」に関し、

イベントの来場者を2,000名程度予定しているということで、平戸市をアピールする絶好のチャンスでもある。他部署やさまざまな民間団体と連携し成功裏に終わってもらいたいと思っているが、どのような進め方を考えているかとの質問に対し、西九州自動車道の建設に携わった人たちに対してのお礼と、平戸市民が開通をお祝いするという意味でもしっかり盛り上げたいと考えている。イベントを成功させるには行政だけではなく、多くの民間団体の協力が必要であり、現在検討中ではあるが、平戸市、平戸市議会、7つの民間団体で構成する平戸市西九州自動車道建設促進協議会の中で実行委員会を立ち上げるよう、令和7年4月に開催される総会で提案しようと考えている。少しでも民間団体の協力を得られやすいような取り組みを今後も検討していくとの答弁がありました。

次に、教育総務課・学校教育課所管の「部活動地域移行推進事業」に関し、中学校部活動の地域移行について、令和8年度から土日の部活動は地域クラブでの活動となるよう進めているようだが、運動部に比べ文化部が進んでいないように感じる。市内には運動部や文化部ともに地域クラブの立ち上げや指導できる人材がいると思うので、各団体と連携しながら取り組んでもらいたいとの意見に対し、運動部より文化部は、練習場所の確保などで難しい部分はあるものの、他市町では高等学校と連携して活動しているところもあり、本市においても中学校と高等学校との垣根を越えた活動の実施も考えられる。今後も運動部、文化部ともスムーズに地域移行できるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の「施設予約システム等導入事業」に関し、現在、社会体育施設の利用については、予約を電話や窓口で行っており、鍵の貸し借りにも手間がかかっている。予約システムと一部スマートロックを導入することで、インターネットから予約ができ、鍵の貸し借りも不要になるため、利用者の利便性向上が期待できるとの説明がありました。これを受け、今回、使用料の電子決済は導入していないようだが、電子決済できる環境が整えばさらに利便性が向上する。今後、新しい公共施設

や学校が建設された場合は、電子決済の導入についても検討してもらいたいとの意見に対し、施設を利用できなかった場合の還付方法等の課題も残っているため今回は電子決済を導入していないが、今後は他市の状況等を参考にしながら導入に向け検討していくとの答弁がありました。

次に、**議案第 36 号「令和 7 年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算」**に関し、あづち大島いさりびの里の指定管理料については、令和 6 年度同様 1,000 万円計上されているが、令和 6 年度は施設改修工事に伴い、想定以上の休館を余儀なくされている。指定管理者側に何らかの過失があった訳ではないため、休館に伴い減収となった部分に係る補填が必要ではないのかとの質問に対し、令和 6 年度の施設改修工事に伴い 1 月末までに 31 日間休館しており、令和 6 年 12 月末日時点の前年度同時期比較では、営業収益が約 236 万円減少している。当該工事に伴う休館によって発生した減収相当分の補填については、今後財政課とも協議を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、**議案第 31 号「令和 7 年度平戸市一般会計予算」**中、商工物産課所管の「企業誘致対策事業」及び、**議案第 38 号「令和 7 年度平戸市工業団地事業特別会計予算」**に関し、田平町上亀免に整備が予定されている新たな工業団地の完成に向け、令和 7 年度も継続した企業訪問を行うと思うが、令和 6 年度と同様に考えているのかとの質問に対し、令和 7 年度以降はさらに訪問回数を増やしていきたいと考えているとの答弁がありました。これに対し、訪問を増やしていくのは大事なことだが、問題は、本市に進出してくれる企業があるのかという部分だと認識している。工業団地の整備に対し総事業費で約 10 億円という多額の予算が計上されているが、リスクが大きいのではないか。工業団地が整備された後、そこに入る企業が無く塩漬け状態となってしまうことを危惧するが、現時点での訪問企業の感触は非常に厳しいものなのか、それとも前向きに検討していただいているのかとの質問に対し、令和 6 年度新規訪問企業 6 社のほか、10 社を継続訪問している。その際、工業団地整備の進捗や西九州自動

車道の延伸などの環境の変化も伝えており、継続訪問をしている企業においては毎回訪問を受け入れていただいている状況である。本市に進出するかについては企業の経営判断となるので明言は無いが、本市の立地や特性も踏まえて、候補地の一つとして検討してもらっている。新たな訪問先の開拓についても、長崎県産業振興財団と連携して取り組んでおり、訪問企業に対しては随時情報を発信していきたいとの答弁がありました。また、令和7年度の当初予算としては、令和8年度までの債務負担行為を含め、工事請負費に約7億6,000万円を計上し、これまでの基本設計・実施設計にかかる経費や、用地取得、立木補償等に係る経費を合わせて総事業費約10億円を想定しているとの説明について、事業費が当初の予定から大きく増加しているが、どのような理由からかとの質問に対し、当初の段階では、担当課として、前工業団地の造成費を参考に工事請負費を約4億円程度と見込んでいたが、年数が経過する中で、主に資材費及び労務費が上昇し、工事請負費が約7億6,000万円となったことが理由であるとの説明がありました。また、万が一の場合、企業誘致の実績によっては、本工業団地が塩漬けとなる危険性もあるが、宅地等他の用途への転用も見据えた造成方法とはならないのかとの質問に対し、都市計画法に基づく県からの開発許可の制限に加え、盛土規制法等の各種規制に係る申請手続き等の問題もあり、転用することは想定していないとの答弁がありました。また、新たな工業団地の完成に向けて、水資源が豊かであるなどの本市の地域特性やメリットをアピールし、引き続き企業誘致に取り組んで欲しいとの意見に対し、誘致にあたっては、自然災害の少なさや交通アクセスの改善などメリットも含めて情報提供をしている。将来の本市の雇用につながるような誘致に引き続き取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第39号「令和7年度平戸市水道事業会計予算」に関し、営業収益中、給水収益が前年度と比較し814万1,000円減少すると見込まれている。給水人口が年々減少する中、今後の水道料金の改定幅を緩やかにするため、早めに料金改定を行うことも一つの考え方だと思うが、料金改定についてどのように考えているかとの質

間に対し、給水人口の減少が今のまま推移した場合、この先4年前後で単年度収支が赤字となり、内部留保資金についても令和13年頃には底をつくと予測される。このようなことから、今後数年のうちには、料金改定をお願いしなければならない状況だと認識しているところであるが、料金改定の実施時期については、今後の人口減少による水需要の変化を慎重に予測した上で、数多く有する水道施設のあり方、今後の維持管理経費などの支出面からも総合的に判断すべきと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第45号「権利の放棄について」に関し、この出資金は、旧生月町において昭和29年10月に館浦漁港ビル内の一部を生月町役場館浦出張所として永代無償で使用するため、館浦漁業協同組合に対し出資したものだが、実態としては永代使用权（永代無償で使用する権利）を購入したものであり、令和7年度の館浦漁港ビル解体処分に際して本債権の放棄を行うものであるとの説明がありました。これを受け、もっと早く権利を放棄するべきだった。これまでも放棄するタイミングはあったと思うが、なぜこのタイミングなのかとの質問に対し、本来は昭和50年に生月町役場館浦出張所が館浦漁港ビルから生月船員福社会館に移る際に放棄すべきだった。また、平成17年の市町村合併の際も放棄するタイミングがあったが、放棄されずに現在に至ったとの答弁がありました。これに関し、今後はこのようなことがないようにしっかりチェックすべきとの意見に対し、毎年決算時期に出資金の状況を確認するようになっているので、その際に確認を徹底するとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。

令和 7 年 3 月定例会
【追加議案分】

総務厚生委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました事項についてご報告いたします。

議案第47号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」に関し、今回の事故発生から本議会での議案上程まで4年以上経過しているが、長期化した理由は何かとの質問に対し、相手方における後遺障害認定申請の手続き等に期間を有したことに加え、過失割合等の合意に時間を要したためであるとの答弁がありました。

なお、損害賠償額9,187,070円のうち、自賠責保険等から既に支払われた3,734,292円を差引いた5,452,778円を支払うものでありますが、これについては、全国市有物件災害共済会から全額支払われるとの説明がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。